

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的及び制度概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S マーク制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としており、鋳工業品の製造業者等が、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証を受けて、その製造又は加工する鋳工業品、包装等に J I S に適合するものであることを示す特別な表示（J I S マーク）を表示することができる任意の制度。 ・ 主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・ 主務大臣は、必要に応じて認証を受けた製造業者等（以下「認証製造業者等」という。）に対して、報告徴収、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。 ・ 認証製造業者等でない者が J I S マークを表示することはできず、違反者には罰則が科される。 <p>○根拠法令：工業標準化法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関の登録（法第 19 条、第 20 条、第 23 条） ・ 認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（法第 21 条） ・ 認証製造業者等に対する表示の除去命令等（法第 22 条） ・ 登録の更新（法第 28 条） ・ 登録認証機関からの届出等の処理（法第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条） ・ 登録認証機関に対する適合命令（法第 36 条） ・ 登録認証機関に対する改善命令（法第 37 条） ・ 登録の取消し（法第 38 条） ・ 登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査（法第 40 条）等 <p>○本省と経済産業局の業務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務は、その事務所の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている。（工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令第 3 条第 1 項） ・ 認証を受けた者の工場、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務は、当該工場等の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている。（同条第 2 項）
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>128 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>・ 認証製造業者等に対する立入検査 約 110 件／年※ 等 ※経済産業局のみの事務量（19～21 年度）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>【登録認証機関】 認証製造業者等の立地する地域の経済産業局に対して、以下の報告・相談を実施し、普段より密に連絡調整を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般からの苦情が寄せられた場合の事案の確認・処理等の対応 ・ 認証製造業者等の不正判明等緊急時の対応 ・ その他の相談・報告等 これら業務に係る連絡調整先が認証製造業者等の立地する都道府県になった際には、以下の状況が発生する可能性がある。 ① 認証製造業者等が複数都道府県にまたがって事業を展開している場合、連絡</p>

	調整先が多数となることによる業務量の増大と、それに伴うコストアップ。 ② 各都道府県の認証製造業者等への対応が異なることによる公平性・統一性の問題。
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 A-a ※一の都道府県内のみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。） C-c ※上記以外の事務	① ・ 認証製造業者等には全国規模で事業展開をしているところも多く、立入検査等で不適合が見つかった場合、国による全国的に均一かつ迅速な対応が必要。広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で認証製造業者等への対応の違いが生じれば、全国的に均一な対応ができなくなり、対応の不十分な地域に不適合業者が集中する、広域自治体を跨る問題が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な対応が図れなくなる。 ④ ・ 各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用となるとともに、技術承継や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（11-1）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 下請代金法に基づく報告・検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 下請代金法の執行に当たっては、全国約4万社の親事業者及び全国約19万社の下請事業者に対する書面調査を中小企業庁が実施。移譲を検討するのは、同書面調査等の結果に基づき、中小企業庁が立入検査対象として選定した親事業者に対する立入検査並びに親事業者及び下請事業者からの取引に関する報告徴収。</p> <p>（立入検査・報告徴収を実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面調査により下請代金法の違反行為を行っている可能性が高いと認められた場合 ・ 下請事業者から、親事業者について下請代金法の違反行為を行っている可能性がある旨の申告があった場合 ・ その他、下請代金法の執行に当たって必要があると認められる場合等に、必要に応じて実施。 <p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親事業者等の事業範囲は広範囲にわたることが多く、都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、引き続き経済産業局においても事務・権限を執行する。（併行権限） ・ 立入検査を行う下請代金検査官は、業種ごとの取引慣行や、下請代金法をはじめとする取引に関する各種法令、過去の違反事例、企業会計等の専門知識が必要。 																		
予算の状況 （単位：百万円）	—																		
関係職員数	141人の内数																		
事務量（アウトプット）	<p>※ 当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">19年度</th> <th style="text-align: center;">20年度</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下請事業者からの申告</td> <td style="text-align: center;">7件</td> <td style="text-align: center;">35件</td> <td style="text-align: center;">43件</td> </tr> <tr> <td>立入検査等</td> <td style="text-align: center;">788社</td> <td style="text-align: center;">829社</td> <td style="text-align: center;">777社</td> </tr> <tr> <td>改善指導</td> <td style="text-align: center;">721社</td> <td style="text-align: center;">743社</td> <td style="text-align: center;">715社</td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度	21年度	下請事業者からの申告	7件	35件	43件	立入検査等	788社	829社	777社	改善指導	721社	743社	715社
	19年度	20年度	21年度																
下請事業者からの申告	7件	35件	43件																
立入検査等	788社	829社	777社																
改善指導	721社	743社	715社																
備考	下請代金法は公正取引委員会所管の法律であることから、別途公正取引委員会との調整が必要。																		

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的 ・下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正化するとともに、下請事業者の利益を保護し、国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○根拠法令 ・下請代金支払遅延等防止法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・下請事業者からの申告対応 ・親事業者への立入検査の実施 ・立入検査結果に基づく親事業者への改善指導 ・(悪質な違反について)公正取引委員会への措置請求事案の組成</p>																				
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>																				
<p>関係職員数</p>	<p>141人の内数</p>																				
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下請事業者からの申告</td> <td>7件</td> <td>35件</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td>立入検査等</td> <td>788社</td> <td>829社</td> <td>777社</td> </tr> <tr> <td>改善指導</td> <td>721社</td> <td>743社</td> <td>715社</td> </tr> <tr> <td>措置請求</td> <td>1社</td> <td>4社</td> <td>2社</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	21年度	下請事業者からの申告	7件	35件	43件	立入検査等	788社	829社	777社	改善指導	721社	743社	715社	措置請求	1社	4社	2社
	19年度	20年度	21年度																		
下請事業者からの申告	7件	35件	43件																		
立入検査等	788社	829社	777社																		
改善指導	721社	743社	715社																		
措置請求	1社	4社	2社																		
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管(全国知事会見解H22.7.15)</p>																				
<p>その他各方面の意見</p>	<p></p>																				
<p>既往の政府方針等</p>	<p>特になし</p>																				
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※事業者に対する報告・検査の権限を付与(併行権限)することについて、本法を所管する公正取引委員会と調整しつつ検討。ただし、地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 下請代金法の運用に当たっては、全国約4万社の親事業者に対して下請取引に関する調査を行い、親事業者が提出する下請事業者リストを元に、全国約23万社の下請事業者に対する書面調査を実施している。その後、当該調査結果に基づき、立入検査対象となる親事業者を中小企業庁が選定しているところ。 親事業者の事業範囲は広範囲に亘ることも多く、全国規模で事業展開している例が少ない。こうした広範囲に事業展開している親事業者の下請取引について、仮に広域の実施体制等の整備が行われる場合であっても、その区域を越えて親事業者が事業展開している場合は、当該企業の複数の事業所において下請代金法に違反しているか否かを調査するとともに、事業所ごとではなく事業者に対して改善指導を行う必要があることや、また、広域の実施体制であっても、全国規模での取引実態を把握し取り締まることは難しく、その結果立入検査の必要な親事業者に対して立入検査が実施されず、下請事業者の利益の保護といった法益の確保が図られなくなるため、著しい支障が生じる。 また、仮に国が事務処理等の基準を定め、国による指示等を認めた上で、都道府県が立入検査を実施することとした場合であっても、業種ごとの商慣行を踏まえた立入検査を行う必要があり、必要な予算や人員の確保、立入検査ノウハウが十分に蓄積されないおそれもある。 また、事業執行における機動性の観点から、現場に近い経済産業局が行う方が効率的。 なお、近接性の観点から、事業者に対する報告・検査の権限を都道府県にも移譲することについて、本法を所管する公正取引委員会と調整しつつ検討。但し、地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施。</p>																				
<p>備考</p>	<p>下請代金法は公正取引委員会所管の法律であることから、別途公正取引委員会との調整が必要。</p>																				

事務・権限概要シート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（13）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・ 中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等 ・ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 （具体的な内容） 一の都道府県を区域とする、鉱業、石油製品販売業、石炭販売業に係る協業組合、洋食器たる陶磁器又はおもちゃたる陶磁器の製造業、織物（幅が十三センチメートル未満のものを除く）の製造業、メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業、布製の衣料品（和装用のものを除く）の製造業、製綿業、織物・メリヤス生地・メリヤス製品又は布製の衣料品の卸売業、硫黄鉱業、石油製品販売業、石炭鉱業、石炭販売業に係る商工組合・商工組合連合会の設立認可、定款変更認可、報告徴収、立入検査、改善命令等。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	207人の内数
事務量（アウトプット）	○経済産業局の所管組合数： 協業組合6件、商工組合163件、商工組合連合会0件（平成21年度末） ○経済産業局における手続き件数：以下の件数の内数 19年度 3,570件 20年度 7,382件 21年度 4,259件 うち、決算関係書類等の受理2,145件、役員の変更届出の受理1,160件、定款変更の認可831件（平成21年度）
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的： 中小企業組合制度は、中小企業が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の構造改善を図るために必要な組織を設け、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。</p> <p>○根拠法令： 中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項 等 中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 17 第 1 項、第 42 条第 1 項 等</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要： 経済産業局は、中小企業組合のうち、経済産業省の所管に属する事業が組合員資格又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領、立入検査等の事務を行っている。(中小企業組合の業種や地区等ごとに、所管する主務大臣又は都道府県知事を定めている。)</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>207 人の内数</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>○経済産業局の所管組合数 : 2,536 件 (平成 21 年度末) (参考) 組合の総数 37,222 件 うち都道府県の所管組合数 27,998 件 ○経済産業局における手続き件数 : 19 年度 3,570 件 20 年度 7,382 件 21 年度 4,259 件 うち、決算関係書類等の受理 2,145 件、役員の変更届出の受理 1,160 件、定款変更の認可 831 件 (平成 21 年度)</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管 (全国知事会見解 H22. 7. 15)</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A - a ※一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限の移譲を検討</p> <p>C - c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域的实施体制」では組織の永続性が担保されず、広域的实施体制の地区が変更することにより、許認可の主体が変わることから制度の安定的実施に著しい支障を来たすため、引き続き経済産業局で実施することが適当。</p> <p>当該業務は、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行っているところ。</p>
<p>備考</p>	<p>本法に基づく中小企業組合の認可等の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事業を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（16-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名 割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務

【移譲の対象となる事務・権限】

<p>自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容</p>	<p>(移譲を検討する事務・権限名) 一の都道府県にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容) 割賦販売法（以下「法」という。）は、割賦販売等にかかる取引の健全な発展、購入者等の利益の保護、商品等の流通及び役務の提供の円滑化を目的として、クレジット業者の登録、消費者に対する過剰な与信を防止するための支払可能見込額調査、消費者の利益の保護を図るために必要な内部管理体制整備等を義務付けている。 付与を検討することとしているクレジット業者に対する報告徴収・立入検査は、これらの規制の実効性を確保するために実施するもの。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合) ・外部からの情報等を端緒として法令違反の可能性がある事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合 ・割賦販売法に基づく登録クレジット事業者全てを対象として、法令遵守体制や財務状況などの業務の実態を確認するために行う場合 ・包括クレジット業者等において、クレジットカード番号等の漏えい等があり、二次被害の状況、規模等からみて当該包括クレジット業者の法令遵守体制などの業務の実態を確認する必要がある場合 ・その他、事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合等に、必要に応じて実施。</p> <p>(移譲に当たっての条件等) ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限の付与を検討するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有するクレジット業者であっても、消費者の利益の侵害は都道府県を跨いで生じるおそれがあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・報告徴収・立入検査は、各種規制の実効性確保という観点から行われるものであることから、担当者は割賦販売法に加え消費者保護法制等にも精通している必要がある。</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>102人の内数</p>
<p>事務量(アウトプット)</p>	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 ○包括クレジット業者に関する事務 ・立入検査件数約50~60件の内数(※) ・報告徴収件数22件の内数(※※) ○個別クレジット業者に関する事務 ・立入検査件数22件の内数(※※※) ・報告徴収件数14件の内数(※※)</p>

	<p>※平成 19～21 年度の平均値</p> <p>※※報告徴収については、平成 22 年 4 月～平成 23 年 1 月末の数値</p> <p>※※※平成 22 年 6 月～平成 23 年 1 月末の数値（平成 20 年における割賦販売法改正により、個別クレジット業者の登録が求められることとなった。これに伴い、平成 21 年 12 月～平成 22 年 7 月末まで、経済産業局において、事業者からの登録の申請に対する審査業務を行っており、登録審査終了後立入検査件数は増加している）</p>
備考	<p>営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある前払式特定取引業者及び前払式割賦販売業者への報告徴収・立入検査は既に都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限を認めている。</p>

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者・前払式特定取引業者・包括クレジット事業者・個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務は、割賦販売等に係る取引の公正の確保及び健全な発達と購入者の利益保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：割賦販売法（割販法）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：割販法に基づき、前払式割賦販売業者・前払式特定取引業者（互助会・友の会）、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対して、登録・許可、立入検査、処分、届出に関する事務を実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	102 人の内数
事務量 （アウトプット）	<p>○前払式割賦販売・前払式特定取引業者に関する事務</p> <p>・新規許可件数 0 件、立入検査件数約 100 件、（平成 19～21 年度の平均値）</p> <p>○包括クレジット業者に関する事務</p> <p>・更新登録件数 272 件（※）、立入検査件数約 50～60 件、（更新登録は平成 22 年 8 月 1 日現在）の実績値（※）。検査は平成 19～21 年度の平均値）</p> <p>○個別クレジット業者に関する事務（法改正に伴い平成 21 年 12 月より新設）</p> <p>・新規登録件数 130 件（※）、立入検査件数 0 件（※※）</p> <p>※平成 20 年における割賦販売法改正により、「包括クレジット業者の更新登録」及び「個別クレジット業者の新規登録」が求められることとなった。これにより、平成 21 年 12 月～平成 22 年 7 月末まで、経済産業局において、事業者からの更新・新規登録の申請に対する審査業務を行っている。</p> <p>※※上記法改正に伴い、個別クレジット事業者からの新規登録申請に対する審査が今まで行われてきたところであり、立入検査、届出は、登録審査が全て終了した後、（具体的には平成 23 年度以降）増加していく見込み。</p>
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	一つの都道府県にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。（平成 21 年 3 月 24 日 地方分権改革推進本部決定）

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>A-a 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与（併行権限）を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p>	<p>①②③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても広域自治体間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な消費者保護が図られないだけでなく、ひいては、取引システムの信頼性を落とすこととなるため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>また、事業者の破綻・営業停止などは、金融機関と同様、全国規模で取引システム全体への信用不安を引き起こすリスクを有する。このようなリスクを低減させ、信用不安を防止するには、全国規模での開業規制（許可・登録）・検査・処分の一體的な監督が必要。こうした対応は事務処理基準を定めたとしても都道府県・広域自治体間で実施することは難しく、適切な対応ができない場合は、取引システムの信用不安を生じさせるだけでなく、本来回避できた事業者の倒産により、国民の財産に重大な被害を与えるおそれがある。</p> <p>開業規制・検査・処分に当たっては、割販法や消費者保護法等に通暁する専門職員を一定数配置する必要がある。また、行政処分前の法的な検討や、前払積立金の還付作業にはこれらの人員を迅速かつ大量に動員する必要がある。一方、事業者数は都道府県毎のばらつきが大きく、各都道府県がそれぞれに対応する体制を構築することは著しく非効率であるため、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査については、事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（18-1）
--------------	------------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名）</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在する消費生活用製品の製造業者・輸入業者に対する消費者生活用製品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。</p> <p>安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生の防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。</p> <p>消費生活用製品の製造業者等に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>（報告徴収・立入検査を実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売されたまたはその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSCマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	101人の内数

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19fy</th> <th>H20fy</th> <th>H21fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		H19fy	H20fy	H21fy	報告徴収	4	5	3	立入検査	4	5
	H19fy	H20fy	H21fy									
報告徴収	4	5	3									
立入検査	4	5	12									
備考	※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。 販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。											

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：消費生活用製品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	101人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>116</td> <td>147</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反对応</td> <td>21</td> <td>54</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	116	147	185	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	5	5	15	改善命令、表示の禁止の執行	4	0	0	違反对応	21	54	39
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	116	147	185																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	5	5	15																		
改善命令、表示の禁止の執行	4	0	0																		
違反对応	21	54	39																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				

既往の政府方針等	—
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（18-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名 電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務

【移譲対象となる事務・権限】

<p>自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容</p>	<p>(移譲を検討する事務・権限名) 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する電気用品の製造業者・輸入業者に対する電気用品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容) 電気用品安全法は、電気用品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。 安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際には、事業者に対して国への報告を義務づけている。 電気用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合) ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>(移譲に当たっての条件等) ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限）</p> <p>・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSEマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>95人の内数</p>

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はおくまでも参考。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19fy</th> <th>H20fy</th> <th>H21fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>94</td> <td>55</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>53</td> <td>47</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。</p>		H19fy	H20fy	H21fy	報告徴収	94	55	73	立入検査	53	47
	H19fy	H20fy	H21fy									
報告徴収	94	55	73									
立入検査	53	47	57									
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。											

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに電気用品による危険及び障害の発生の防止を目的とする。</p> <p>○根拠法令：電気用品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止などの事務を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>5423</td> <td>4991</td> <td>5075</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>104</td> <td>63</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反对応</td> <td>380</td> <td>299</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	5423	4991	5075	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	104	63	130	改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0	違反对応	380	299	353
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	5423	4991	5075																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	104	63	130																		
改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0																		
違反对応	380	299	353																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				
既往の政府方針等	—																				

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>なお、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にも事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（18-3）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在するガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>ガス事業法は、ガス用品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。</p> <p>安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生の防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。</p> <p>ガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合のガス用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合のガス用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p> <p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSTGマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	95人の内数

事務量(アウトプット)	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19fy</th> <th>H20fy</th> <th>H21fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。</p>		H19fy	H20fy	H21fy	報告徴収	0	0	0	立入検査	3	1	1
	H19fy	H20fy	H21fy										
報告徴収	0	0	0										
立入検査	3	1	1										
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。												

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、ガスの使用者の利益を保護し、ガス用品の製造及び販売を規制して公共安全を確保することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：ガス事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等を行う。</p>																				
予算の状況 (単位：百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>18</td> <td>41</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反対応</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	18	41	30	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	3	0	1	改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0	違反対応	0	2	3
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	18	41	30																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	3	0	1																		
改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0																		
違反対応	0	2	3																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				
既往の政府方針等	—																				

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者が対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（18-4）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、液化石油ガス器具等による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。 安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。 液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>（報告徴収・立入検査を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の液化石油ガス器具等が販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の液化石油ガス器具等が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限）</p> <p>・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPS LPGマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	95人の内数

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19fy</th> <th>H20fy</th> <th>H21fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>				H19fy	H20fy	H21fy	報告徴収	0	0	1	立入検査	1	4	4
	H19fy	H20fy	H21fy												
報告徴収	0	0	1												
立入検査	1	4	4												
備考	※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。 販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。														

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、液化石油ガス器具等の製造及び一般消費者等への販売等を規制することにより、液化石油ガスによる事故・災害を防止し公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>36</td> <td>80</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反対応</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	36	80	57	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	1	5	改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0	違反対応	1	2	7
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	36	80	57																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	1	5																		
改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0																		
違反対応	1	2	7																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				